**憲法共同センター　8月スポット　案**

こんにちは。憲法共同センターです。労働組合や女性団体、業者団体などで、共同して、日本国憲法を守り、いかそうと、運動を続けています。毎月、「９条守ろう」と「９の日宣伝行動」をさせていただいています。ご協力をよろしくお願いします。

さて、８月を迎えました。原爆忌をはじめ、各地で、戦争の被害にあわれた方々を悼む行事が行われる８月です。戦後72年目の夏、あらためて、「戦争だけはいやだ」と思われた方も多いでしょう。

1931年の柳条湖事件から1945年8月15日まで、15年間にわたった戦争は、日本国民310万人、アジアの2000万人以上の方々の命を奪いました。その悲しみの上に、「もう2度と戦争しない」と誓ったのが、日本国憲法です。この平和憲法があったから、戦後ずっと、日本は、「戦争しない国」を続けてくることができました。

ところが、安倍首相は、その平和憲法を変えようとしています。なんと、その改憲の矛先は、憲法９条に向けられています。自衛隊を、「普通の国の軍隊」にして、日本を「戦争する国」にしてよいのでしょうか。

2017年5月3日、安倍首相は憲法改正の期限を「2020年施行」と区切り、9条1項、2項を残し、3項に自衛隊を明記する考えを表明しました。この「安倍9条改憲」は災害支援等で「国民に役立つ自衛隊」を「戦争する自衛隊」に変え、「海外で戦争する国」への道です。この夏、ご一緒に、安倍首相の9条改憲に考えてみませんか。

安倍首相の9条改憲発言直後の都議選で自民党は大惨敗を喫しました。しかし、安倍首相は9条改憲の旗を降ろそうとはしていません。来年・2018年に、現有の3分の2の改憲勢力で改憲を実現させるため、何としても総選挙前に国民投票を実施したいのです。そのため、この秋の臨時国会終了前に衆参の憲法審査会に憲法改正案を提出し、来年の通常国会で論議をすすめ、会期末の6月頃に国会発議しようと考えています。

皆さん、安倍首相は、どうして憲法９条を変えようとしているのでしょうか。安倍政権は戦争法を成立させ、2016年に武器使用を認める「駆けつけ警護」などの新任務を付与して自衛隊を南スーダンPKOに派遣しました。しかし南スーダンでは「殺し、殺される」危険、戦闘に巻き込まれかねない事態でした。憲法9条のもとで「戦闘地域には派遣できない」とするPKO法にも反すると、政府は自衛隊撤退を決定せざるを得ませんでした。憲法9条が自衛隊の海外での武力行使を制限する大きな防波堤＝「９条の壁」になっています。ですから、自衛隊を憲法に明記し、9条改悪を実行し、「9条の壁」を取り払いたいのです。

　その9条改憲も、「1、2項を残し、自衛隊を書き込むだけだからいいじゃないか」と国民をごまかそうとしています。もう一つは、自衛隊を追認する「加憲」は公明党が使っていました。これを取り込むことで公明党、さらに日本維新の会、民進党の一部も巻き込んで3分の2を確たるものにしようという打算があります。

　皆さん、憲法に明記される自衛隊は、もはや「専守防衛」の自衛隊ではありません。9条3項として自衛隊を位置づけて、2項を空文化し、自衛隊を9条の制約から解き放し、戦争法で米軍とともに海外で戦争できる国にしようとしているのです。日米軍事同盟を強化し、武力による世界支配の意図をむきだしにし、日本に強い「肩代わり｣圧力をかけるトランプ政権との共同軍事行動を世界中で展開するためです。

私たち、国民は憲法改正を望んでいません。世論調査でも、秋の臨時国会に自民党としての改正案を衆参両院の憲法審査会に提出したいという考えについて、「反対」が50％前後で「賛成」を大きく上回っています。また、自民党が憲法改正案づくりを、「急がなくてよい」が66％でした。

皆さん、7月7日、国連で核兵器禁止条約が、122か国の賛成で採択されました。核兵器を保有する大国の圧力をはねのけて、最も残虐で非人道的な兵器である核兵器が「違法化」されたのです。世界は、平和に向かって大きく動いています。

ところが、北朝鮮は、ミサイル開発など無法な動きを続けています。北東アジアの平和を脅かす北朝鮮の動きに、私たちは強く抗議します。北朝鮮の無法をとめなければなりません。どうすればよいのでしょうか。軍事力で対処すれば、解決にならないばかりか、北朝鮮の無法をエスカレートさせるということが、この間の動きで明らかになりました。対話でこそ、解決の道は開かれます。憲法９条を守り、いかした平和外交こそが、求められているのではないでしょうか。

「戦争だけはいやだ」という国民の思いを集めてつくられた憲法9条は、今も変わらず、国民の希望であり、世界の宝です。ご一緒に、憲法9条を守って行こうではありませんか。